

第27回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月7日（月）午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 15番 中山明
- 5 欠席委員 1名
 - 14番 時田善夫
- 6 出席事務局職員 4名
 - 斉藤事務局長
 - 鈴木主幹
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和3年6月7日午後2時05分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 皆様、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。憂鬱な毎日というか、本当コロナの話ばかりなのですが、袖ヶ浦でもついにワクチンの接種が始まりまして、私も5月26日に第1回目打ってまいりました。何かまだ珍しいみたいなのですが、もう一回受けて安心というか安全というかになったらいいなと思います。また、コロナが一刻も早く収束されることをお祈り申し上げまして、私の挨拶といたします。

今日は、また大変多くありますので、よろしくお願いいいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第27回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、時田善夫委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

10番、田中幸一委員、13番、注連野千佳代委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年5月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の親族の農地に使用貸借権を設定しようとする案件です。

譲渡人は、牧草栽培地として利用していましたが、管理できなくなったため、姉である譲受人に耕

作してもらいたいとのことです。譲受人は、譲渡人の申出を受け、耕作したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページから3ページの現地写真を御覧ください。場所は、林字榎戸及び林字陳場台です。現地を確認したところ、牧草地及び畑で管理されておりました。

総会資料の4ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。一部貸付地がありますが、譲受人は畑作農家で、所有する農地のうち水田については、農業経営基盤強化促進法による農地の利用集積に協力するため貸していますので、問題ありません。

農機具などについては、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、許可後の耕作面積が55アールとなるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。この案件につきましては、5月24日13時30分より現地確認を行いました。現地は、牧草地と畑として管理されており、耕作をすることが可能な状態でありましたので、報告します。また、許可後の営農計画等の申請内容を確認したところ、内容は妥当であり、許可することが適当であると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、この貸付地のほうで譲渡人はここで何を作ることで考えているのですか。

○事務局（山田尚史君） 譲受人ですね、作るというと。

○1番（小倉哲也君） 譲受人、〇〇さんです。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 譲受人に今回の許可後の耕作要件について確認したところ、ジャガイモ、サツマイモなどを作りたいということの回答でございました。

以上です。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。この辺、イノシシが大分出ているのですけれども、その辺は

大丈夫ですかということでもありますけれども、電柵とか設置しないと、ちょっとこれは栽培難しい地域であるので、そういったところの営農関係はどういうふうにするのかなということなのです。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 確かに平岡地区は正直かなり獣害の多いところでございますので、許可書をお渡しする際に、こちらの確認のほうも、その辺りの獣害対策についても、こちらのほうから注意をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の2ページから3ページを御覧ください。本件は、令和3年5月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、同居する親から経営移譲を受けた農地に使用貸借権を再設定しようとする案件です。

譲渡人は、後継者に経営移譲するため、使用貸借権を再設定したいとのことです。譲受人は、引き続き耕作するため、使用貸借権を再設定したいとのことです。

総会資料5ページの位置図及び6ページから7ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字福性院前、大竹字町田、滝の口字原井作、同じく字大清水、同じく字本郷です。なお、対象となる農地が多く、場所も分散しているため、主要な農地のみ写真を添付させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。現地を確認したところ、現地は田及び畑で、耕作または保全管理され

ていました。

総会資料の8ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、耕耘機、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で190日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が82アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 現地調査を5月24日2時半から行いました。事務局と私で2名で行いましたが、田んぼは田んぼとして利用され、一部畑が滝の口原井作〇〇—〇がちょっと雑草、笹等が繁茂していましたので、申入れをし、後日草刈り管理を終了し、問題ないと思いましたが、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、農地1筆を長屋住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年5月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の西側、約380メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料10ページの土地利用計画図を御覧ください。二階建ての長屋住宅2棟を建築する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後、計画地東側の水路へ排水し、雨水については雨水浸透貯留施設を設置し、オーバーフローした雨水は計画地西側の市道側溝及び計画地東側の水路に排水します。

総会資料11ページに建物平面図、12ページに建物立面図を添付しております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料13ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。議案第2号について、説明いたします。

5月27日に事務局の高橋副主査と現地を見て調査を行いました。

この案件は、事務局から説明がありましたとおり、長屋住宅として転用するという案件です。現地は耕作されておらず、休耕状態にありました。周辺農地の営農条件については、隣接農地の所有者が事業の実施に同意したということから、支障はないものと思われま。

以上のことから、当該申請は適当と判断いたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が、市外在住の個人から農地3筆を買取り専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年5月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料14ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦駅前の住宅街の付近に位置する農地で、その規模が10ヘクタール未満の農業公共投資のっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料15ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画は、購入土による埋立て後、二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水については雨水浸透枳にて抑制後、オーバーフローした雨水は道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料16ページから17ページに建物平面図、18ページに建物立面図を添付しております。なお、写真については議案第3号、整理番号2の申請地に隣接していることから、24ページに現地の写真を集約して添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。議案第3号の1について説明いたします。

5月27日、高橋副主査と現地を調査いたしました。この案件は、事務局からの説明にもありましたように、一般専用住宅として転用しようとする案件です。現地は耕作されておらず、休耕状態にありました。周辺農地の営農条件については、既にその一帯は長い間耕作されておらず、特に問題はないと思われれます。

以上のことより、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市外在住の個人から農地3筆を買取り専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年5月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦駅前の住宅街付近の農地で、その規模が10ヘクタール未満の農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料20ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、購入土により整地後、二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水については雨水浸透ますにて抑制後、オーバーフローした雨水は道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料21ページから22ページに建物平面図、23ページに建物立面図を添付しております。なお、24ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。1つ前の議案第3号の1と同じく、5月27日、高橋副主査と現地調査を行いました。さきの3号の1に隣接して、譲渡人が同一人物で、先ほど説明したことと全く同じ内容ですので、特に問題はないと思われまます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号3についてご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の土地所有者から農地1筆に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、令和3年5月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料25ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の西側、約220メートルに位置し、市街化区域に隣接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未

満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料26ページを御覧ください。土地利用計画についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で180枚設置する計画です。

排水計画については、雨水の自然浸透のみです。

防災計画については、場内に立入りができないよう、施工中及び施工後にフェンスを設置する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料27ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。5月27日、高橋副主査と現地を確認をいたしました。この案件は、太陽光発電を設置しようとする案件であります。現地は、保全管理をされておりました。また、周辺農地ですが、三方は住宅が建っておりまして、一方だけ農地が少し残っているのですが、隣接農地の所有者が事業の実施に同意したということから、支障はないものと思われま。

当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号4についてご説明いたします。

議案7ページを御覧ください。本件は、市内で新規で立ち上げる法人が、市内在住の個人から農地4筆をそれぞれ部分転用し、農地部分で1,625.52平方メートル、農地以外を含めた全体面積で1,803.71平方メートルに賃貸借権を設定し、認定保育所用地として転用しようとする案件です。

総会資料の28ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦高校の東側、約600メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

議案資料の29ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、保育所施設のほか、駐車場31台分及び自転車12台分の駐輪場を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水は雨水貯留槽を設け抑制し、オーバーフローした雨水は市道代宿神納線の側溝へ排水し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、市道神納19号線の側溝へ排水する計画となっております。

資金計画については、補助金及び独立行政法人からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料の30ページから31ページに建物平面図を、32ページから33ページに建物立面図を添付しております。なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。総会資料34ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。5月27日、高橋副主査と現地調査をいたしました。この案件は、認定保育所用地として転用するという案件です。現地は耕作されておらず、休耕状態にありました。周辺農地の営農条件ですが、隣接農地所有者に対し、営農に影響が出ないように説明を行い、事業の実施に了解を得たとのことでした。

以上のことより、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 大変多数の案件、ご苦労さまでございました。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の5について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号5についてご説明いたします。

議案7ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の個人から農地1筆を買取り専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年5月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料35ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅の北西側、約460メートル、平川中学校の南側、約50メートルで、市道三番線通り沿いに位置し、農地と住宅が混在する区域内にある農地で、鉄道駅からの距離がおおむね500メートル以内の区域にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料36ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、平家住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水についても同様に道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料37ページに建物平面図を、38ページに建物立面図を添付しております。39ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。5月24日13時より現地の確認を行いました。この案件につきましては、一般専用住宅として転用しようとする案件です。現地は保全管理されておりました。また、周辺農地の営農条件への支障につきましては、整地のみを行い、切土、盛土は行わないために、土砂等の流出はないと思われま

排水施設ですが、合併浄化槽を設置して、水路に放流するという事です。

周辺農地、南側に水田がありますが、譲渡人の農地となりますので、特に問題はないという事です。

以上のことから、転用許可条件を満たすものと思われまますので、許可は妥当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号の令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるため審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の4ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が1件となっております。利用権設定を受ける方の面積は、81.31アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから3ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。先ほど議案第3号と申し上げてしまいました。第4号の間違

いでございます。

事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号を御覧ください。議案の9ページになります。農業委員会等に関する法律において、毎年農業委員会は農地等の利用の最適化について実施状況をインターネットなどにより公表することとなっています。そのため、農林水産省農地政策課長通知に定められた様式に基づき作成した活動計画に対する実績の点検・評価結果について承認を求めるものです。

議案の9ページを御覧ください。農業委員会の状況として、農林業センサスに基づく農地面積や農家数などの状況及び現在の農業委員会の体制を記載しております。

次に、10ページを御覧ください。担い手への農地の利用集積、集約化の状況でございます。課題としましては、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、有害鳥獣被害などにより不耕作地の増加であります。担い手への集積実績は257.1ヘクタールで、達成状況は101%となるため、目標に対する評価は良好で、活動に対する評価は適当であると考えます。

次に、11ページを御覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入状況でございます。令和2年度には、農地の取得や貸借などして新規参入した者は3経営体でした。内訳は、個人の新規就農

が1名と農地所有適格法人が2社です。参入目標は2経営体であったため、目標に対する評価は良好で、活動に対する評価は適当であります。

次に、12ページを御覧ください。遊休農地の状況についてでございます。令和2年度の遊休農地面積は66ヘクタールで、全体の2.6%でした。遊休農地解消の活動は、8月下旬から農地利用最適化推進委員及び農林振興課の協力により利用状況調査を実施し、遊休農地の把握をしました。また、遊休農地の所有者へ利用意向調査を実施し、農地中間管理事業の推進などを行いました。遊休農地解消目標は3ヘクタールで、実績は3ヘクタールでした。達成状況は100%となるため、目標に対する評価は良好で、活動に対する評価は適当であると考えます。今後も、引き続き全ての解消に向けて進めていきたいと思っております。

次に、13ページを御覧ください。違反転用への適正な対応についてでございます。令和2年度は、違反転用面積が0.1ヘクタール増加し、7.9ヘクタールとなっています。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であり、転用後の指導による農地復元は非常に困難となっています。活動に対する評価は、今後も是正指導を継続的に行うとともに、農地パトロールによる違反転用の早期発見、早期指導を強化していきたいと考えます。

次に、14ページから16ページを御覧ください。令和2年度に行った農地法事務の内容でございます。農地法第3条の農地の売買などの申請が33件、農地転用の申請が54件、農地所有適格法人からの報告が13法人あり、農地の賃借料情報の提供なども行っています。また、事務の実施状況の公表をホームページにて行っています。

このような内容で令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成しましたので、ご意見などがございましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第6号についてご説明いたします。

議案の17ページ、議案第6号をご用意ください。先ほどの議案第5号と同じく、定められた様式に基づき活動計画を作成し、ホームページ等で公表することとなっていることから、今年度の活動計画について承認を求めるものです。

18ページを御覧ください。現在の農家数や農地などの概要、現在の農業委員会の体制などを載せています。

次に、19ページを御覧ください。担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、現在認定農業者などに農地を257.1ヘクタール集積しました。今年度の利用集積、集約化の目標面積は23.4ヘクタールとして、農業経営基盤強化促進法による利用集積制度の周知を行うとともに、利用状況調査などで利用できる農地の把握を行ってまいります。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、令和2年度の新規参入者は3名でした。新規就農の相談は、窓口などで随時受けています。今年度の目標は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき2経営体とし、新規就農の相談があった場合には関係機関と協力して支援を行うとともに、農地のあっせんについても積極的にできるよう、準備していく計画としています。

次に、20ページを御覧ください。遊休農地に関する措置についてですが、令和2年度の遊休農地面積は66ヘクタールでした。この面積は、昨年の利用状況調査で1号遊休農地と判定した面積です。今年度の遊休農地の解消面積目標は3ヘクタールとし、利用状況調査結果を整理活用し、積極的に耕作者へあっせんしていく計画としています。

違反転用への適正な対応についてですが、違反転用面積は去年に対し0.1ヘクタール増加し、現在は7.9ヘクタールであります。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であるため、皆様のご協力をいただきながら、農地パトロールの強化を図ってまいります。また、違反転用者に対しては是正指導や文書による勧告を行い、悪質事案については県と連携を図り、対応していく計画となっています。令和3年度は、このような活動計画を作成しましたので、ご意見などがありましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦勞さまで。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、違反転用の適正な対応の中で、前々からずっとあるのですけれども、違反転用は古い事案が多くて既成事実化されて、指導効果が低いとあるのですけれども、これはもうどうしようもないというようなことになってしまうのですか。その辺はどういうふうに、例えば具体的に何か古い事案は、もうなってしまったものはしょうがないという判断で、そのまま行ってしまうのか、その辺はどういうふうに対応されたらよろしいのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。古い事案につきましても、県と連携を図り対応していく予定となっています。特に具体的な事案につきましては、〇〇ですか、〇〇付近に〇〇〇〇という〇〇〇〇さんがあるのですけれども、その付近にヤード、中古車の解体施設場があるのですけれども、あれが平成〇〇年前後の違反転用で、県に文書報告した案件なのですけれども、優先度等を考慮し、まずそのヤードの是正等を行う予定となっております。こうした形で、古い事案につきましても解消に向けて努力しているところですので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

お願いします。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺ですけれども、この新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですけれども、これ毎年2経営体、3経営体と入っているのですが、この経過みたいなのが分かったら教えてもらいたいのですけれども。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。面積とかですか。

○12番（渡辺義一君） 実際例えばまるきり新規の場合も、新しくハウスを建ててやりたいとかあったではないですか、ああいうものが実際に稼働しているのかどうかという、そういうことが記載されていないので、それをできたら知りたいのですけれども。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） まず、この新規就農の中には、およそ半分につきましてはもともと既設の個人の認定農業者などが法人化したものがございまして、そちらについてはまず継続して経営などは行われて、農林振興課などから認定農業者認定になって認定が来ておりますので、継続していることを確認できています。また、新規就農、全くの新規の案件につきましては、ちょうど現在令和元年度に法人でやったところにつきまして、経営拡大についての相談などに来ておりますので、そちらについてはまた継続して経営を行っていることは確認しております。令和元年のもう一件、個人のほうにつきましては、現在今度のシーズンなどの開業に向けまして手続のほうが進んでおりますので、経営に

向けた準備を進めているという段階でございますので、ちょっと経営状況というところと少し違うかもしれませんが、そのような形で別件の案件など、また各部局からの要望などにより可能な限りの状況確認を進めております。

以上です。

○12番（渡辺義一君） 分かりました。では、解散してしまったとか、もう取りやめたとかというのはないということですか。そのまま計画を進めているという形ですか。

○議長（小泉勝彦君） 続いて、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。現在ここに載っております直近3年以内のもので離農したという情報は今のところ入っておりません。

○12番（渡辺義一君） なるほど。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○12番（渡辺義一君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 先ほどの違反転用なのですけれども、もう違反転用していて、なかなか改善されないということなのですが、違反転用に対する罰則規定というのはあるのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。罰則規定については、今、手元に資料がないので、すぐに正確なお伝えできない部分もあるのですが、基本的には県のほうで指導等があって、それに従わない場合等でしたら、起訴され、法人と個人でも異なるのですが、懲役や罰金刑が科される場合がございます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） そういう適用をした事例というのは最近あります。ここ10年とか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局、高橋です。私が把握している限りでは、袖ヶ浦の案件に限定した形になりますが、そうした事例はないと記憶しております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） 仕方がないというような感じが何となくあるのだけれども、やっぱり罰則規定があれば、それをどんどん活用するという形でしないと、結局やったもの勝ちみたいな、そのままになってしまうということで、その検討をお願いしたいなと思っておりますけれども。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。確かに罰則には至っていないのですが、近年の事例としましては、〇〇、〇〇の境なのですが、土砂がたくさん積まれているところがありまして、そこにつきましては県と連携しまして、訴訟に至った実績はございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案21ページを御覧ください。こちらは、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年4月1日から4月30日までで、1件でございます。

引き続きまして、協議報告第2号をご報告いたします。22ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年4月1日から4月30日までで、4件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。23ページから24ページ御覧いただきたいと思っております。こちらは農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので報告いたします。

なお、処理専決期間は、令和3年4月1日から4月30日までで、3件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

○事務局（鈴木良宏君） 特にありません。

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第27回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時30分 閉会